

「松本市文化芸術推進基本計画」とは？



意見募集期間：

令和6年11月20日から令和6年12月20日まで

Q どんな内容なの？

松本市文化芸術基本条例及び第11次松本市総合計画を具現化させる文化芸術分野の個別計画として、令和3年度に松本市文化芸術推進基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定しました。

令和5年3月に国の文化芸術推進基本計画が改訂されたことを踏まえ、現在の基本計画の目標等を踏襲しながら、内容の見直しを行います。

Q 市民生活にどんな影響を与えるの？

- ・社会状況の変化に対応した施策等を追加することにより、市民のニーズに寄り添った文化芸術施策を進めます。
- ・幅広い分野の事業の実施、デジタル技術の活用及び多様な情報発信等により、市民が文化芸術に親しむ機会を増やします。
- ・相談支援窓口の設置、イベントサポーターの育成及び表現の場の創出等により、文化芸術活動者を支援します。
- ・松本独自事業や新たな事業を展開することで、松本の文化芸術の更なる発展を目指します。
- ・文化財や伝統芸能を学ぶ機会の充実や継承者育成等により、保存と継承を進めます。
- ・教育、健康、観光分野や関係機関との連携により、地域の課題解決を目指します。
- ・文化芸術行政の推進体制を追加することで、行政や各団体等の役割を明確にし、市民や企業等とより協働した文化芸術施策を進めます。

ご意見
お待ちしております！

